

# 合併公告

平成 20 年 1 月 18 日

株主及び債権者各位

東京都港区南青山二丁目 5 番 17 号

中央物産株式会社

代表取締役 児島 誠一郎

当社は、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社シー・ビー・ロジスティクス（本店：東京都港区南青山二丁目 5 番 17 号）を吸収合併消滅会社とする吸収合併をすることをいたしました。これにより、当社は株式会社シー・ビー・ロジスティクスの権利義務一切を承継して存続し、株式会社シー・ビー・ロジスティクスは解散することになります。これに伴い、下記のとおり公告いたします。

なお、効力発生日は平成 20 年 3 月 1 日であり、会社法第 796 条第 3 項、ならびに同第 784 条第 1 項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに合併を行うことを決定しております。また、当社は株式会社シー・ビー・ロジスティクスの全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

## 記

1. この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の日から 1 ヶ月以内にお申し出下さい。
2. 会社法第 796 条第 4 項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から 2 週間以内に書面によりその旨をお申し出下さい。
3. 会社法第 797 条第 1 項の規定に基づき、この合併に反対で、株主買取請求権を行使される株主は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までに書面によりその旨をお申し出下さい。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況はつぎのとおりです。

（当会社）

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（株式会社シー・ビー・ロジスティクス）

掲載紙 官報

掲載の日付 平成 19 年 12 月 26 日

掲載頁 189 頁（号外第 294 号）

※ 当初予定の効力発生日は、平成 20 年 3 月 1 日です。なお、諸般の事情により、効力発生日が延期される場合があります。その場合、変更後の効力発生日の前日まで、お申し出が可能となります。

以上